



福祉医療制度の概要

福祉医療制度は、医療に関し一般的に現行の医療制度のみでは心身の健康の保持と生活の安定を図ることが困難な方々を対象に、県と町で援護するもので、中学校卒業前の児童や、母子・父子家庭の児童、心身障害者等の方々を対象に福祉医療費受給者証（マル福カード）が発行され、医療機関にかかるときに保険証と一緒に提示すると、医療費の自己負担分が無料になる制度です。

したがって、当町の発行する

カードを提示した場合は、医療費の負担金はありません。

ただし、カード発行時には、それぞれについて一定の所得制限があり、給付内容についても入院時の食事代や文書料等医療費以外のものは、対象になりません。また、他の法令等の適用により医療に関し福祉医療と同等の給付を受けられる方は、対象になりません。

・乳幼児及び小中学生に関してのお知らせ

平成17年8月1日からの乳幼児福祉医療受給者証の該当者の方は、県議会の議決により、一部負担金の半額を負担していただくことになりましたが、当町では、皆様の子育てを応援していくため、その分を町で負担して、今まで通り無料化を継続することにしました。平成24年8月1日より該当となった小学生についても同様です。なお、このことに伴い、満1才の誕生日の翌月からマル福カードの番号が変更になります。（所得状況により、変更にならない方もいますが、変更になる方は有効期限が誕生月の末日になっています。）該当される方には新しいマル福カードを送付致しますので、医療機関を受診される際には忘れずに提示してください。

お問い合わせ

町民課 医療給付担当

〒012-1131 秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字中野177

TEL : 0183-62-2111 内線 : 116~119 FAX : 0183-62-2120 [メールでのお問い合わせ](#)

秋田県羽後町役場

〒012-1131 秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字中野177 ([地図で見る](#)) Tel : 0183-62-2111

Copyright©2010 Town Ugo. All Rights Reserved.